

## 感染症に係る登校・登園に関する意見書

新今宮小学校・今宮中学校 \_\_\_\_年\_\_\_\_組 名前：\_\_\_\_\_

- 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、\_\_\_\_月\_\_\_\_日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種  ( ) [感染のおそれなし]

第2種  インフルエンザ（A型・B型）[発症後（発熱の翌日を1日目）5日を経過し、かつ解熱後2日経過]

麻疹[解熱後3日経過]  水痘[すべての発疹の痂皮化]

風疹[発疹消失]  流行性耳下腺炎[耳下腺の腫脹発現後、5日経過]

咽頭結膜熱[主要症状消失後2日経過]

百日咳[特有の咳消失又は5日間の抗生物質製剤による治療終了]

結核及び髄膜炎菌性髄膜炎[感染のおそれなし]

第3種 [感染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症 \*便の細菌培養において、2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎

コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス

第3種その他の感染症[①～④は代表例]

①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶連菌感染症）

②マイコプラズマ感染症・異型肺炎

③感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなどによる）

④急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染によると考えられるもの）

( )

- いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大

( )

- その他の意見：\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

医療機関名：

診察医師（診察した医師に限る）：

—大阪府医師会学校医部会作成—

\*この意見書は、無料で発行していただきますようお願いします。